

はんれい 凡例
 していきんきゅうひなんばしょ 指定緊急避難場所
 していひなんじょ 指定避難所

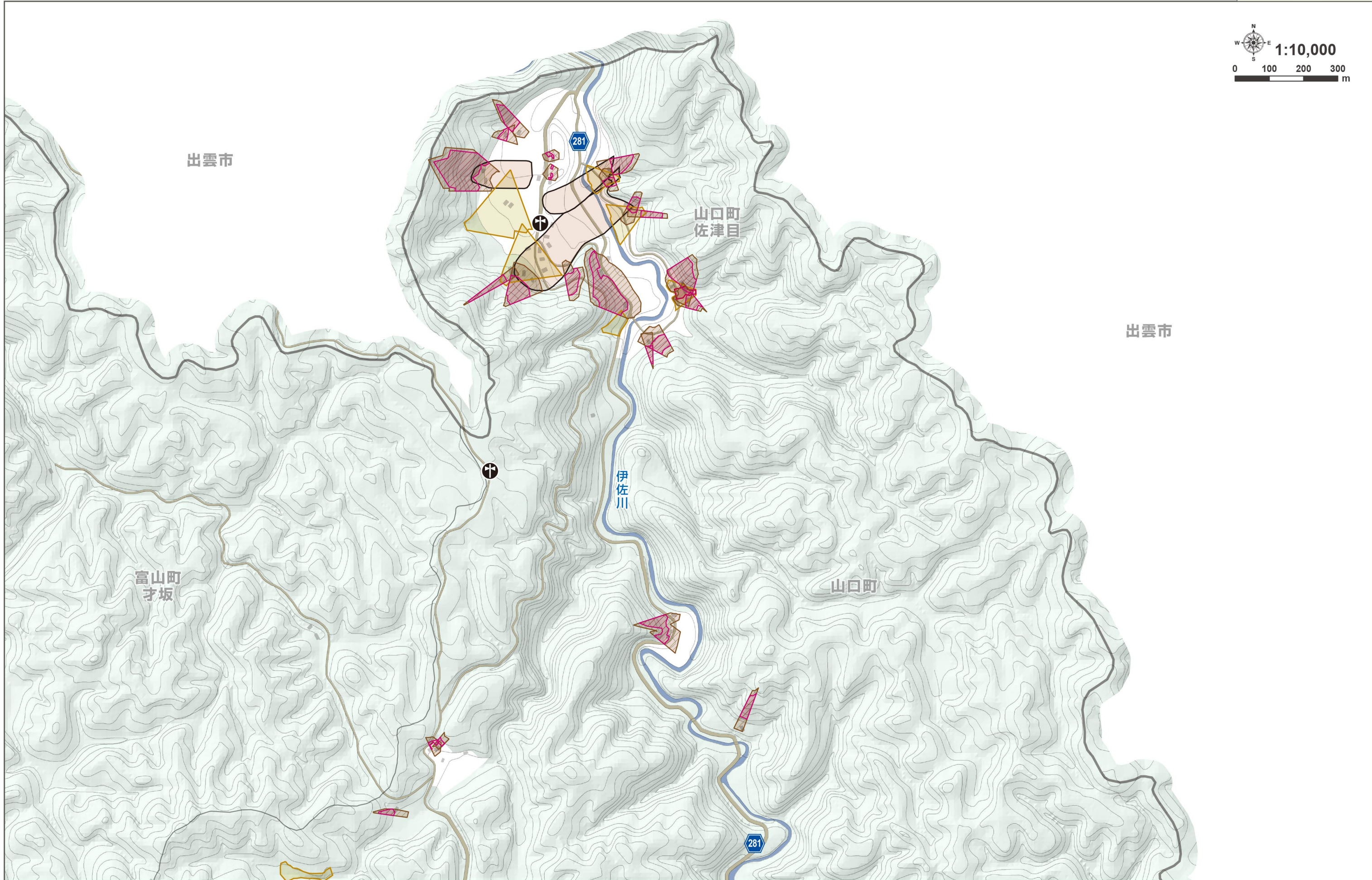
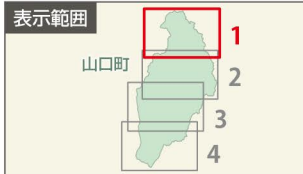
けいさつ 警察
 ようはいりょしゃしせつ 要配慮者施設

ぼうさいぎょうせいむせん 防災行政無線

かせん いげ 河川・ため池

どしゃさいがい 土石災害
 どせきりゅう 土石流
 けいかいいきき 警戒区域
 とくべつけいかいいきき 特別警戒区域
 きゅうけいしやち 急傾斜地の崩壊
 ほうかい 警戒区域
 とくべつけいかいいきき 特別警戒区域
 じ 地すべり
 けいかいいきき 警戒区域

ふくしひなんじょ 福祉避難所
 ちずじょう ちず
 あかじ 赤字
 きさい 記載
 ※福祉避難所は地図上に赤字で記載しています。



はんれい 凡例
 していきんきゅうひなんばしょ 指定緊急避難場所
 していひなんじょ 指定避難所

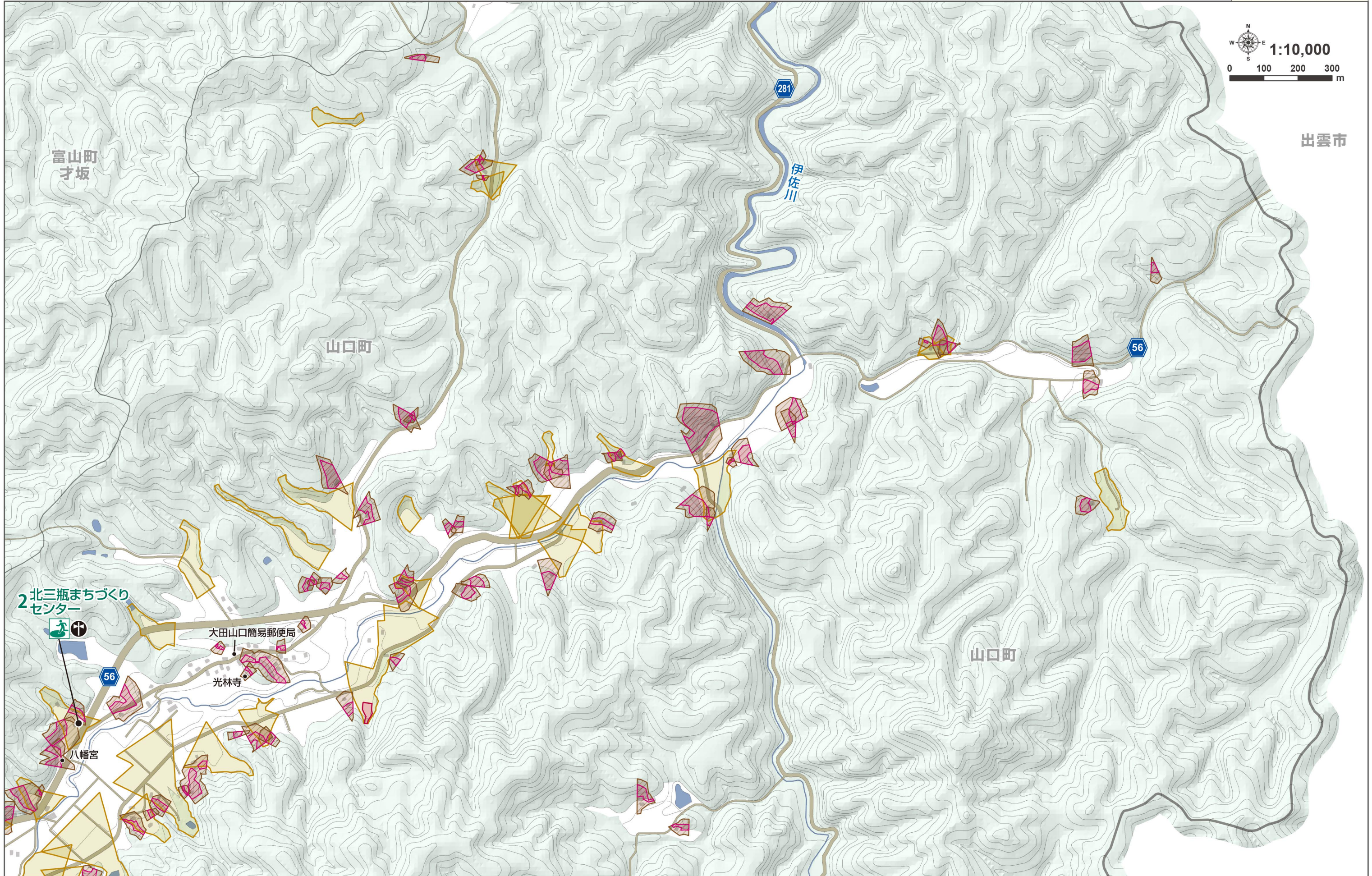
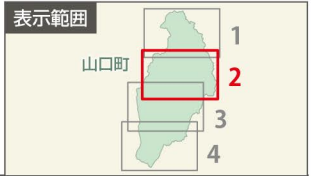
けいさつ 警察
 ようはいりよしゃしせつ 要配慮者施設

ぼうさいぎょうせいむせん 防災行政無線

かせん いけ 河川・ため池

どしゃさいがい 土砂災害
 どせきりゅう 土石流
 けいかいいきき 警戒区域
 とくべつけいかいいきき 特別警戒区域
 きゅうけいしやち 急傾斜地の崩壊
 ほうかい 警戒区域
 とくべつけいかいいきき 特別警戒区域
 じ 地すべり
 けいかいいきき 警戒区域

ふくしひなんじょ 福祉避難所
 ちずじょう ちずじょう
 あかし 赤字
 きさい 赤字
 ※福祉避難所は地図上に赤字で記載しています。



はんれい 凡例
 していきんきゆうひなんばしよ 指定緊急避難場所
 していひなんじよ 指定避難所

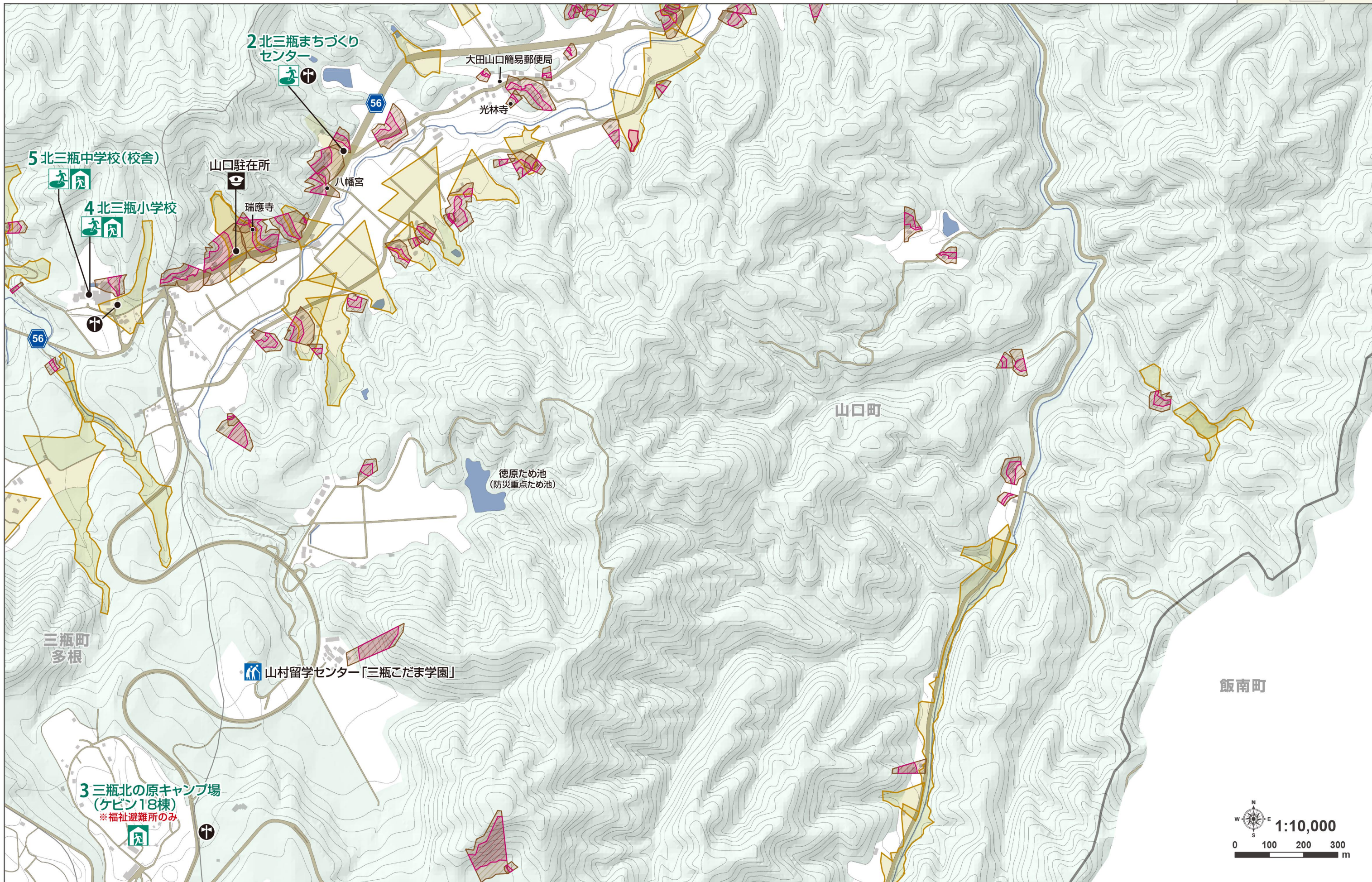
けいさつ 警察
 ようはいりよしゃせつ 要配慮者施設

ぼうさいぎょうせいむせん 防災行政無線

かせん 河川
 ため池 ため池

ふくしひなんじよ 福祉避難所
 ちすじょう ちすじょう
 あかじ 赤字
 きさい 赤字
 ※福祉避難所は地図上に赤字で記載しています。

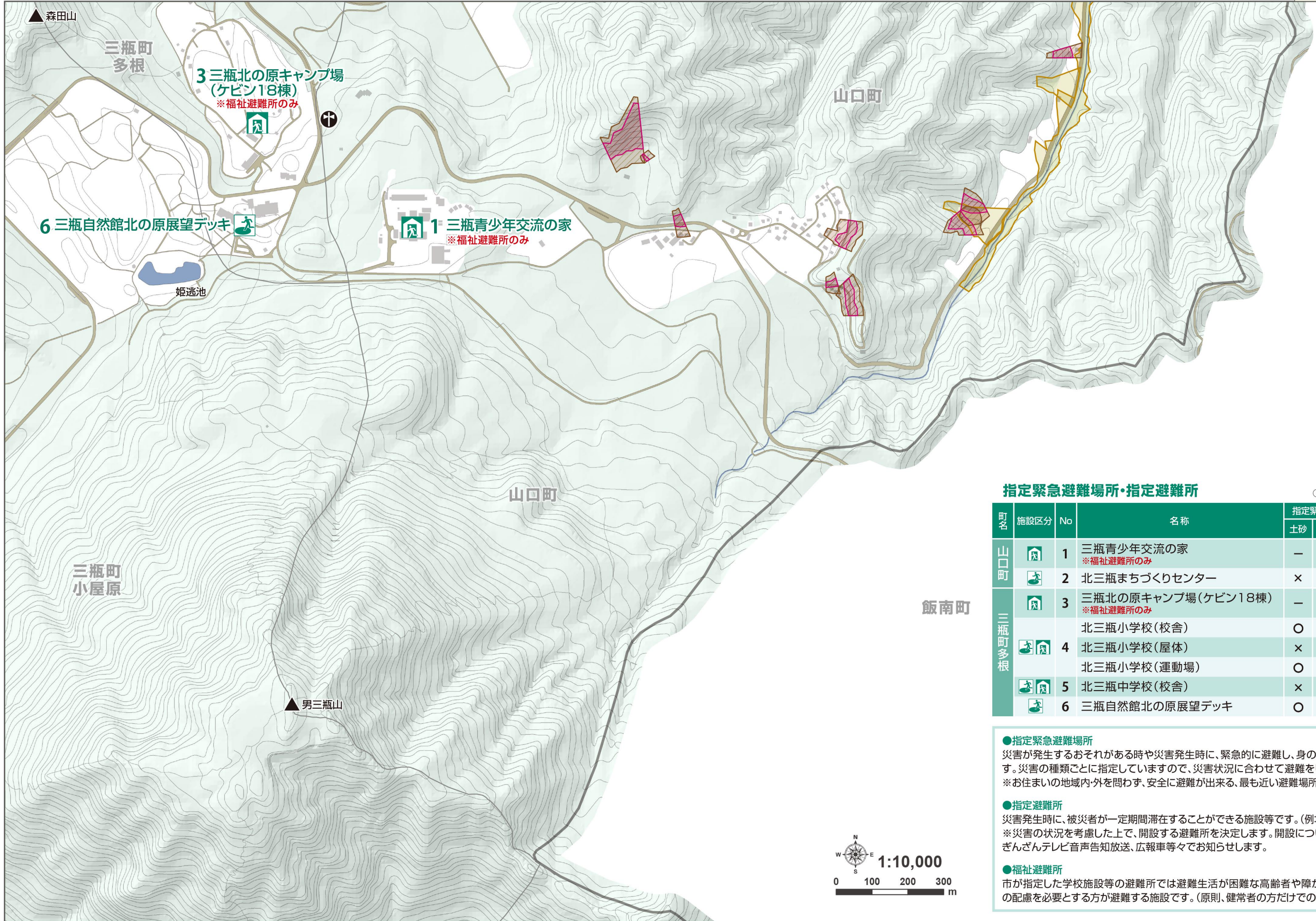
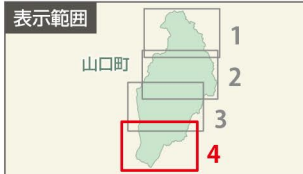
どしゃさいがい 土砂災害
 どせきりゅう 土石流
 けいかいいきき 警戒区域
 とくべつけいかいいきき 特別警戒区域
 きゅうけいしゃち 急傾斜地の崩壊
 ほうかい 警戒区域
 とくべつけいかいいきき 特別警戒区域
 じ 地すべり
 けいかいいきき 警戒区域



- はんれい 凡例
- していきんきゅうひなんばしょ 指定緊急避難場所
- していひなんじょ 指定避難所
- ふくしひなんじょ 福祉避難所
- ちすじょう ちすじょう
- あかし 赤字
- きさい 赤字
- けいさつ 警察
- ようはいりょしゃせつ 要配慮者施設
- ぼうさいぎょうせいむせん 防災行政無線
- かせん 河川
- いけ ため池

※福祉避難所は地図上に赤字で記載しています。

- どしゃさいがい 土砂災害
- どせきりゅう 土石流
- けいかいいきき 警戒区域
- とくべつけいかいいきき 特別警戒区域
- きゅうけいしやち 急傾斜地の崩壊
- ほうかい 警戒区域
- とくべつけいかいいきき 特別警戒区域
- じ 地すべり
- けいかいいきき 警戒区域



指定緊急避難場所・指定避難所

○：適所 ×：不適所

町名	施設区分	No	名称	指定緊急避難場所の災害別区分				
				土砂	洪水	津波	地震	大規模な火災
山口町	1	三瓶青少年交流の家 ※福祉避難所のみ	-	-	-	-	-	
	2	北三瓶まちづくりセンター	×	○	○	○	-	
三瓶町多根	3	三瓶北の原キャンプ場(ケビン18棟) ※福祉避難所のみ	-	-	-	-	-	
		北三瓶小学校(校舎)	○	○	○	○	-	
	4	北三瓶小学校(屋体)	×	○	○	○	-	
		北三瓶小学校(運動場)	○	○	○	○	○	
	5	北三瓶中学校(校舎)	×	○	○	○	-	
	6	三瓶自然館北の原展望デッキ	○	○	○	○	○	

- 指定緊急避難場所**
災害が発生するおそれがある時や災害発生時に、緊急的に避難し、身の安全を確保する場所です。災害の種類ごとに指定していますので、災害状況に合わせて避難をしてください。※お住まいの地域内・外を問わず、安全に避難が出来る、最も近い避難場所に避難してください。
- 指定避難所**
災害発生時に、被災者が一定期間滞在することができる施設等です。(例:学校の校舎・体育館等) ※災害の状況を考慮した上で、開設する避難所を決定します。開設については、防災行政無線、ざんざんテレビ音声告知放送、広報車等々でお知らせします。
- 福祉避難所**
市が指定した学校施設等の避難所では避難生活が困難な高齢者や障がい者などのうち、特別の配慮を必要とする方が避難する施設です。(原則、健常者の方だけの避難はできません。)

